

外洋特別規定「付則B」5.01.1 個人用浮揚用具の要求仕様の訂正 訂正理由 (1) なぜ当初 (訂正前) の解釈としたのか？

2016-2017 版発行時、付則 B インショアレース用特別規定 (旧カテゴリー 5) の 5.01.1 ライフジャケット (個人用浮揚用具) の要求仕様に関して、以下の変更が行われた。

2014-2015 版	2016-2017 版
5.01.1 each crew member shall have a lifejacket as follows: (a) equipped with a whistle (b) fitted with marine grade retro-reflective tape (d) if inflatable, regularly checked for air retention (e) clearly marked with yacht's or wearer's name	5.01.1 each crew member shall have: A personal flotation device which shall: (a) be equipped with a whistle (c) clearly marked with yacht's or wearer's name (d) if inflatable, regularly checked for air retention Unless otherwise specified by a boat's applicable class rules or by sailing instructions, personal flotation devices shall have at least 150N buoyancy, arranged to securely suspend an unconscious man face upwards at approximately 45 degrees to the water surface.
2014-2015 要求仕様 a) 笛 b) 反射板 d) 膨張式の気密チェック e) 名前の記載	【変更のポイント】 1. 項目削除 (反射板) 2. 項目枝番変更 (e→c) 3. 本体に対する要求仕様の追加 (Unless otherwise～以下の文章)

【疑念】

普通に考えると、Unless～以下の文章による要求仕様が別途 1 項目追加されたかと捉えられるが、いくつかの疑念が生じた。

1. d) の文章最後にカンマ「,」が追加されている<①>。
2. a) c) d) とは別に要求仕様が追加されたなら、枝番が文章の冒頭に付くのではないかと? <②>
3. 膨張式 / 固形式などの形式関わらず本体への要求仕様ならば (a) に追加記載されるのでは? <③>

枝番が飛び番になっているように、付則 B の番号も原則規定本文に倣っている。規定本文で浮力などに関わる要求仕様は (a) に記載されている。膨張式 / 固形式に関わらず要求される仕様であるなら、(a) に記載される事項。この位置にあるのは (d) 膨張式の場合の文章に追加されたのではないかと?

4. ISAF の議事録にこの項目に関しての変更提案が成されていないのに、重大な内容変更があるのか？

外洋特別規定の内容変更に関しては、ISAF (現 World Sailing) の会議 Oceanic and Offshore Committee において変更提案 (submission) があり、その可否の決議をもって変更が成される。当時の ISAF の議事録を support paper まで確認したが、「カテゴリー 5 をインショアレース用特別規定に変更」する以外に、内容に関する提案および決議の議事録はなかった。誤記や小さな変更の場合は議事録に載らないこともあるが、この変更はユーザーに大きな負担を強いる重大な内容変更なのに議事録に載っていなかった。

→疑念：Unless～は新たな追加項目ではなく、(d) if inflatable,～に続く一連の文章ではないかと?

【ISAF から回答無し】

ISAF にこの箇所に関して以下の何れの解釈が正しいのか？質問をしたが、回答はなかった。

A. 浮力 (150N) などの要求仕様は、形式に関係なく (膨張式 / 固形式) 適用されるのか？

Unless otherwise～は (d) if inflatable,～とは異なる文章。

B. 浮力 (150N) などの要求仕様は、<膨張式のみ> に適用されているのか？

Unless otherwise～は (d) if inflatable,～に繋がる一連の文章。

【JSAF としての結論<訂正前>】

ISAF からは回答が無かったが、JSAF 会員からの質問に回答する必要があった為、2016-2017 版では JSAF は以下の解釈とした。

訂正前の結論：浮力 (150N) などの要求仕様は、<膨張式のみ> に適用される。

Unless otherwise～は (d) if inflatable,～と繋がる一連の文章。

【結論の主な理由】

- ・ ISAF 議事録に、この項目の変更がない。
- ・ 外洋特別規定の基本は<最低限の基準 (OSR1.01.1)>であることから、2つの解釈の内、要求の低い方を選択した。

外洋特別規定「付則 B」 5.01.1 個人用浮揚用具の要求仕様の訂正 訂正理由 (2) なぜ訂正したのか？

2018-2019 版において、付則 B インショアレース用特別規定 5.01.1 個人用浮揚用具の項目は以下の変更があった。

2016-2017 版

5.01.1	<p>each crew member shall have: A personal flotation device which shall: (a) be equipped with a whistle (c) clearly marked with yacht's or wearer's name (d) if inflatable, regularly checked for air retention, Unless otherwise specified by a boat's applicable class rules or by sailing instructions, personal flotation devices shall have at least 150N buoyancy, arranged to securely suspend an unconscious man face upwards at approximately 45 degrees to the water surface.</p>
--------	---

2018-2019 版

5.01.1	<p>each crew member shall have: A personal flotation device which shall: (a) be equipped with a whistle (b) clearly marked with <u>the boat's or</u> wearer's name (c) if inflatable, regularly checked for air retention Unless otherwise specified by a boat's applicable class rules or by sailing instructions, personal flotation devices shall have at least 150N buoyancy, arranged to securely suspend an unconscious man face upwards at approximately 45 degrees to the water surface.</p>
--------	--

【変更箇所】

1. (c) if inflatable, regularly checked for air retention 最後のカンマ「,」が無くなった<①>
2. 項目枝番変更 (c→b、d→c)
3. 項目枝番 (b) の用語変更 (yacht's → the boat's)

【訂正理由】

2018-2019 版においては、内容的変更はなされていないようだが上記 3 点の変更があった。当初この変更気づかずに翻訳版を 2017 年 12 月 27 日に発行した。

上記変更気づき変更箇所 1. に関して、改めて World Sailing (元 ISAF) に、前回と同様の質問を送った所、今回は回答が有り **World Sailing からの回答は「(c)if inflatable,~」と「Unless otherwise~」は別項目である。**であった。

【お詫び】

今回の付則 B 5.01.1 の解釈に関して、2016 年当時 World Sailing (元 ISAF) に確認したにも関わらず回答が得られなかった為、JSAF にて解釈を行いました。2016-2017 版以降、現在に至るまで World Sailing の Offshore Special Regulations の意図とは異なる解釈を元に間違った説明を会員へ行ってきました。この点に関して、会員および JSAF 加盟する団体(加盟団体・特別加盟団体)の方々にお詫びいたします。申し訳ありません。

今後、こういった間違いが無いように注意して翻訳などを行っていくつもりです。また、会員各位においても翻訳内容などに気づいた点があった場合は JSAF 外洋安全委員会にご連絡いただければ幸いです。

本件の訂正に関して、重ねてお詫びいたします。

JSAF 外洋安全委員会
委員長：大坪明